【2027年春期入学者対象】

芝浦工業大学大学院博士（後期）課程留学生給付奨学生募集要項

１．給付奨学金の目的

世界に学び、世界に貢献する人材育成を目的として、芝浦工業大学大学院理工学研究科に海外から入学する留学生に係る学費と生活資金として奨学金を給付することを目的とする。

２．申請資格

海外の大学（在学・既卒は問わない）から本学大学院の理工学研究科博士（後期）課程に進学する者で、特に優秀であると認められた者（在留資格が「留学」である者、もしくは来日後、「留学」の在留資格を取得予定の者）。また、入学前または入学後１か月以内に渡日し、本学において研究活動を開始できる者。

３．給付奨学生の採用人員

若干名（予定）

４．奨学金給付期間及び給付額

(1) 給付期間：給付開始年度から連続３年間を限度とする。ただし、給付を継続するためには、年度ごとに定期的な研究業績その他本学が必要と認める事項について審査を行い、その結果に基づき継続の可否を決定する。また、在留状況その他の給付資格については、必要に応じて随時確認を行う。

(2) 給 付 額：学費相当額（学費と相殺）および月額142,000円（毎月指定口座振込）

奨学金の給付が受けられるものは次の者とする。

入試合格後に入学手続きを行い、入学日までに、又は入学日から１か月以内に入国し、入管法別表第一の四の表に掲げる在留資格「留学」により、本学での研究活動を開始した者。ただし、査証発給の遅延、渡航制限その他本人の責に帰さない事由により、入学日から１か月以内に入国できない場合は、この限りでない。

※以下の条件にあてはまった場合は奨学金の支給を辞め、全額返還を求めることがあります。

(1) 申請書類に虚偽・不正の記載があることが判明したとき。

(2) 本学入学時に提出する誓約書・同意書の誓約事項に違反したとき

(3) 日本の法令に違反し、無期又は一年を超える懲役若しくは禁錮に処せられたとき。ただし、執行猶予の言渡しを受けたときを除く。

(4) 大学において退学等の懲戒処分を受けたき、あるいは除籍となったとき。

(5) 学業成績不良により標準修業年限内での修了が不可能であることが確定したとき。

(6) 入管法別表第一の四に定める「留学」の在留資格が他の在留資格に変更になったとき。

(7) 他の奨学金の支給を受けたとき。ただし、研究活動等の活動費支援を目的とする奨学金の併用は可能とする。

５．奨学金申請手続

入試出願者に対し 12 月 8 日に奨学金申請手続きと必要様式を別途案内する。
必要な申請書類（奨学金用業績資料/教員推薦書類を予定）を締め切りまでに指定の方法で提出すること。(Web または Email での提出予定）なお、申請するにあたり、芝浦工業大学の受け入れ教員にあらかじめ本奨学金の概要や、推薦書類が必要となることを伝えておくこと）

〆切：2026 年 12 月 18 日 17:00（日本時間）

６．給付奨学生の選考及び採用決定

(1) 学内の奨学金選考委員会にて選考を行い、学長が採用を決定する。
(2) 採用者については、決定通知を**オンライン出願システム（TAO）**で送付する。
(2 月中下旬予定)。

７．採用後の奨学金継続審査について

(1) 採用後１年ごとに研究業績に関連する継続審査を実施する。
(2) 研究業績に関する継続条件は下記のとおりとする。
【継続条件：継続審査対象期間内に論文一編を投稿すること*】
*継続条件の業績の考え方、詳細については採用時に通知する
(3) 在留状況その他の給付資格については、必要に応じて随時確認を行う。

８．本制度に関する問い合わせ先

大学院課　（クリックするとリンクに飛びます）

芝浦工業大学大学院お問い合わせフォーム/Inquiry for Graduate School, SIT (office.com)